

日本テコンドー協会審査法 昇段審査寛容補講法（補講稽古みなし合格）

2015年6月20日
日本テコンドー協会
宗師範 河 明生

趣旨

過去の初段昇段審査受験者中、再審査を課した若い受験者30名超が受験放棄状態にある。その中には諦めて退会している者もあり、誠に遺憾である。

私・河は、日本テコンドー協会において唯一、昇段を審査する立場にあるが、昇段審査において再審査を課しているのは、自身の権威を高めるためのものではなく、また受験者を虐めているわけでもない。管見の限り、最近の若い世代の多くは、困難、逆境、苦痛等に極めて弱く、打たれ弱いと思われる。ゆえに日本跆拳道の昇段過程を通じて少しでも打たれ強い精神力、逆境に負けない強い心、諦めない根性等を涵養していただきたいと考え再審査を課している。

若者が巣立つ社会は、パワハラもセクハラもまったくない平等かつ自由な社会であるかといえば、まったく真逆の厳しい社会と言わざるを得ない。備えあれば憂いなしという。厳しい社会に巣立つ前に備える必要がある。

思うに、人間社会のいとなみは、職業的差異こそあれ、本質的には同じである。能力と運により、強いか弱いか、勝つか負けるか、受かるか落ちるか等の勝敗を競っている。その前提として、がんばるかががんばれないか、耐えるか耐えられないか、諦めるか諦めないか等の精神力の強弱が勝敗を左右している。

社会的存在としての日本跆拳道が担うべき教育的役割は、後者の精神力を涵養することにある。才能には勝てないのが現実であるが、稀に精神力の強さが才能を越えることがある。球技では無理だが、精神力がものをいう武道や格闘技では、練習量が才能を凌駕することが多い。ある意味、武道は努力が報われる社会と言えよう。

とはいうものの精神的に弱い若者が存在する以上、現実的な対応が望まれる。誰しも新しい道衣に身を包むのは程度の差異こそあれ、己を高めようとする向上心があるからである。肉体的にも精神的にも強くなりたいと考えればこそ、日本跆拳道をはじめののだろう。ところが向上心を持ち3年程度努力してようやく昇段審査を受験するまで成長したにもかかわらず再審査を課すと諦めて受験放棄し、辞めていくとすれば、次の点で問題となる。

向上心とは満たされないコンプレックスの裏返しでもある。昇段審査の途中で受験放棄する若者は、コンプレックスを克服せんと日本跆拳道をはじめたのに、昇段できなかったというコンプレックスをもって去っていくという現実だ。

可能ならばその人なりの努力が報われることが望ましい。日本テコンドー協会は、英才教育を課しているわけではなく、プロフェッショナルを育てる機関でもない。

昇段後に道衣を脱ぐ若者がいたとしても、
日本テコンドー協会では黒帯を取得したという誇りを持たせて見送りたいと考えている。
そこで昇段審査寛容補講法（補習稽古みなし合格）を定める。

第1条 昇段審査再審査の回数上限

- 1、昇段審査における同一実技課題の再審査の回数上限は3回とする。
- 2、上記の上限は受験者本人が真摯に努力していると認められることを要する。
当該受験者の指導者の意見に基づき判断するものとする。
- 3、真摯な努力が認められない場合は、本条は適用されない。
たとえば、通常の練習に参加しないで受験している者は本条は適用されない。
本条は、練習量は十分だが合格点に達しない努力している受験者を激励するためのものである。

第2条 昇段審査時の補講稽古みなし合格

- 1、第1条第1項の上限に達した場合、審査終了後の補講稽古参加を義務づける。
- 2、昇段審査終了後の補講稽古の参加をもってみなし合格とする。
- 3、同補講稽古は昇段審査再審査の都度、参加しなければならない。

第3条 昇段審査配慮の対象者

- 1、次に該当する者については昇段審査につき配慮するものとする。
 - ①自閉症等の精神的病をもつ受験者
 - ②身体的障害をもつ受験者
 - ③40歳以上の壮年および初老の受験者
- 2、第1条①および②の該当者は、担当指導者を通じて症状を事前に文章で報告しなければならない。

以上